

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

LANに組み込むパソコンもパソコン税制の対象に

Q: LAN設備は、パソコンを含めた全体を一つの資産とみて減価償却することですが、LAN設備のうちパソコン部分のみにパソコン税制を適用してもよいのでしょうか。

A: パソコン部分のみをパソコン税制の対象とすることは可能です。

【解説】

平成11年度の税制改正で創設されたパソコン税制の取得価額限度額は、100万円未満とされています。

LAN全体の取得価額が100万円未満でなくても、LANを構成するパソコンの取得価額が100万円未満であれば、パソコン部分については、パソコン税制を適用し即時償却を行えることが明らかになりました。この場合、パソコンの附属装置に該当する部分があれば、これも併せて即時償却の対象になります。

ちなみに、100万円以上の取得価額要件が設けられている中小企業投資促進税制では、LANそのものを電子計算機とみて、LAN全体に対して、取得価額の30%の特別償却か、取得価額の7%の税額控除を適用することが可能です。ただし、税額控除が選択できるのは、資本金3千万円以下の法人及び個人事業者に限られ、資本金3千万円超の中小法人は、特別償却のみの適用となります。

LAN全体を電子計算機として中小企業投資促進税制を適用するか、パソコンのみを電子計算機とみてパソコン税制を適用するか、どちらが有利かは十分な検討が必要でしょう。

